

項目	評価	取組状況
施策2 子育て環境を整備します - 安心して子育てできる環境を		
小児科医倍増計画に着手します		
7 ・小児科医が足りません。そのため、医師臨床研修制度の見直し、小児科医奨学金の新設、小児研究の推進、医師会との協力による小児プライマリーケアの普及などにより「小児科医倍増計画」を進めます。	C	・千葉県ドクターバンク事業（医師無料職業紹介）、千葉県メディカルサポート事業（医師再就職医療研修）、後期臨床研修医に対する研修資金の貸付を行うなど、医師確保に努めたものの、倍増までは至っていません。
小児救急医療体制を整備します		
8 ・県立子ども病院の充実、二次保健医療圏域ごとの小児救急医療の拠点となる病院の整備、地区医師会と協力した地域ごとの夜間・休日急病診療ネットワークの構築をすすめます。これらの小児救急医療体制において、それぞれ365日・24時間、小児救急医療が受けられる体制を整備します。	B	・県立こども病院では、24時間体制で救急患者を受け入れており、16年12月には地域医療支援病院の承認を受けました。 ・小児救急医療対策として、小児夜間・休日急病診療所運営事業、小児病院輪番制運営費助成事業、小児救急拠点病院事業、小児救急電話相談事業、小児救急地域医師研修事業及び小児救急医療啓発事業を実施しています。
児童虐待を防止し、子どもの権利を守ります。		
9 ・児童虐待が増えています。「児童虐待は絶対になくす」との強い決意で、児童相談所の機能強化、虐待防止ネットワークの構築、相談窓口の開設などにより、児童虐待ゼロをめざします。	B	・中央児童相談所において、24時間365日対応の電話相談を実施するとともに、専門的人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣するなど、市町村ネットワークの強化を図っています。 ・相談窓口としての役割を果たす少年センターを千葉県警察少年センターをはじめ、県下に6か所設置しました。
10 ・子どもの権利の確認と擁護の徹底に向けて、子ども権利条例の制定も視野に入れて取り組みます。	B	・「子ども権利条例」は子どもの権利・参画のための研究会で議論していますが、制定されていません。 ・しかし、子どもの実態・意識調査を県内の親子10,000名を対象に実施し、その調査結果をもとに、子どもの権利擁護及び参画の推進に向けた具体的方策の検討を進めています。